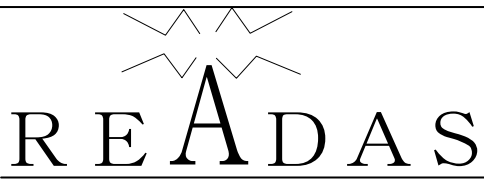


第 5459 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 4月28日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♣ レジャークラブの入会金

Q：接待目的で加入するレジャークラブの入会金は交際費になりますか？

A：交際費にはなりません。

【解説】

企業がレジャークラブに入会する場合の入会金は、次のように取り扱われます。

その目的がもっぱら接待であっても、入会金が交際費等に該当することはありません。

①法人会員として入会する場合・・・資産計上（注1・3・4）

②個人会員として入会する場合・・・名義人に対する給与（注2）

③無記名式の法人会員制度がないため、個人会員として入会し、その入会が会社の業務に必要と認められるとき・・・資産計上（注3・4）

注1：記名式の法人会員で、名義人たる特定の役員や使用人がもっぱら会社の業務に関係なく利用するため、これらの者が負担すべきものであると認められるときは、これらの者に対する給与となります。

注2：役員名義で入会する場合は、入会金相当額は役員に対する賞与となり、損金の額に算入されません。

注3：資産計上した入会金は、原則として償却（費用化）が認められません。

注4：レジャークラブの会員としての有効期間が定められており、かつ、その脱退に際して入会金相当額の返還が受けられないこととされている入会金については、繰延資産として扱い、その有効期間を基礎に償却（費用化）が認められます。

